

北陸ビジネス福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法の規定に従い、ビジネス社会及び医療・福祉・介護に役立つ専門的知識と技術を授け、豊かな教養を培うとともに、創造性に富む人間形成をはかり、良識あるビジネススペシャリストや介護福祉士及び福祉社会に役立つ人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、北陸ビジネス福祉専門学校と称する。

(所在地)

第3条 本校の本拠地を、富山市西中野本町1番6号に置く。

第2章 課程・学科等

(課程・学科等)

第4条 本校の課程・学科等及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
商業実務専門課程	医療秘書学科	2年	20名	40名
教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	40名	80名
	精神保健福祉学科	1年	20名	20名

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、校長が、特に必要と認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 夏季休業日 7月25日から8月31日

(5) 冬季休業日 12月25日から1月7日

(6) 春季休業日 3月25日から4月7日

第3章 授業科目・授業時間数及び教員組織

(授業科目・授業時間数)

第7条 本校の授業科目及び授業時間数は別表1～3のとおりとする。

2. 授業時間数と単位の換算は以下の各号の規定による。
 - (1) 授業日数を前期15週、後期15週とする。
 - (2) 授業時間数を単位の換算する場合には、講義15時間、演習30時間、実習45時間で1単位とする。
 - (3) 介護福祉学科の1単位時間は45分、医療秘書学科、精神保健福祉学科の1単位時間は50分とする。
3. 精神保健福祉学科において、下記に該当する者は証明書類を確認のうえ、科目免除を行うことができる。
 - (1) 精神保健福祉学科において、学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、別表3に定める総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、その時間数の全部又は一部を免除することができる。
 - (2) 指定施設(精神保健福祉士法施行規則第2条)で1年以上相談援助業務に従事した後入学する者については、別表3に定める授業科目のうち、「精神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」の履修を免除することができる。
 - (3) 社会福祉士の「相談援助実習」を履修した者については、精神保健福祉援助実習のうち、60時間を上限として精神科病院等の医療機関以外の実習を免除することができる。

(成績評価)

第8条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験。実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

(始業・終業時刻)

第9条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

介護福祉学科	9時00分から16時00分まで
医療秘書学科	9時25分から16時50分まで
精神保健福祉学科	9時25分から16時50分まで

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 教員
- (3) 講師

- (4) 事務職員
- (5) 学校医
- 2. 教員の定員、資格は専修学校設置基準並びに監督官庁の定めによる。
- 3. 校長は、校務を掌握し、所属教職員を監督する。
- 4. 講師は必要に応じて配置する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

- 第11条 本校に入学できる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により、高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は監督官庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 2. 前項の同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定及び同法施行規則第183条の規定により、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者で、文部科学大臣が指定した者。
 - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
 - (3) 文部科学大臣の指定した者。
 - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
 - (5) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。
 - 3. 精神保健福祉学科については、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第1条第3項で定める者。
 - (2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年のものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。
 - (3) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者、その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
 - (4) 同条第1項または第2項に該当する者であって、指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した者。

(入学時期)

- 第12条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添え、指定の期日まで出願しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対しては、入学試験及び書類審査を行い、入学を決定する。
- (3) 入学試験に合格した者は、合格通知を受け取った日から10日以内に第23条の入学金を添え、手続きをとらなければならない。

(転入学)

第14条 本校への転入学を希望する者がある場合には、これを認めない。

(休学、復学)

第15条 学生が疾病その他、やむを得ない事由により、6ヶ月以上にわたり修学することができないときは、これを証明する書類を添えて保証人連署のうえ、休学を届け出なければならない。

2. 休学期間は1年を超えてはならない。但し、特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。なお、休学期間は在学期間に加算せず、休学期間にかかる学生納付金等は徴収しない。
3. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記した書面により、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定及び卒業の条件)

第17条 第7条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2. 介護福祉学科にあっては、各履修科目の出席時間数が社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条第3項(昭和62年厚生省令第50号)に定める時間数の3分の2(但し、介護実習については5分の4)に満たない者については、当該学科の履修の認定はしない。
3. 精神保健福祉学科にあっては、各履修科目の出席時間数が精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第1号ハ(平成10年厚生省令第12号)に定める時間数の3分の2(但し、精神保健福祉援助実習については5分の4)に満たない者については、当該学科の履修の認定はしない。
4. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認める者には、卒業を認定する。
5. 前項により、商業実務専門課程「医療秘書学科」を修了した者には、専門士(商業実務専門課程)の称号を授与し、教育・社会福祉専門課程「介護福祉学科」を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(留年)

第18条 前条において、修了又は卒業が認定されなかった者は、留年とする。但し、在学期間は第4条に定める修業年限に2を乗じたものを限度とする。

第5章 賞罰

(褒賞)

第19条 成績が優秀で他の模範となる者は、褒賞することができる。

(懲戒)

第20条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本文に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 校長は、次の各号に該当する者に退学を命ずることができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由なくして出席しない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

(除籍)

第21条 授業料等その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第6章 科目履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、これを認めない。

第7章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第23条 本校の入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

入学検定料	25,000 円	
入 学 金	150,000 円	(精神保健福祉学科)
	160,000 円	(介護福祉学科、 医療秘書学科)
授 業 料 (年額)	590,000 円	(介護福祉学科)
	570,000 円	(医療秘書学科)
	650,000 円	(精神保健福祉学科)

但し、第7条第3項に該当する者は、減免する。

演習実習費 (年額)	180,000 円	(介護福祉学科)
------------	-----------	----------

160,000 円 (医療秘書学科)

180,000 円 (精神保健福祉学科)

但し、第7条第3項に該当する者は、減免する。

教育充実費(年額) 120,000 円 (介護福祉学科)

80,000 円 (医療秘書学科)

140,000 円 (精神保健福祉学科)

2. 授業料、演習実習費及び教育充実費は校長が定める日までに納入するものとする。
但し、分納及び延納願いが受理された場合は、この限りではない。
3. 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(推薦入学試験合格者を除く)については、原則として授業料等及び諸会費等(入学金を除く)の返還に応じる。
4. 科目免除の申請があった場合、証明書類等を確認のうえ、該当科目の時間数を考慮のうえ算出された金額を免除する。
5. 留年における納付金の扱いは、不認定科目分のみとし、その算出は各学科とも修了すべき総時間数に対する不認定科目の時間数の割合によるものとする。

第8章 健康診断

(健康診断)

第24条 健康診断は、年1回実施する。

第9章 自己点検・評価、情報公開

(自己点検・評価)

第25条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第26条 本校は、教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第10章 細則

(施行細則)

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

第11章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第28条 附帯教育事業として、次の各号の事業を実施する。

- (1) 介護職員初任者研修講座
- (2) 介護福祉士国家試験対策講座

(3) 厚生労働大臣指定「福祉用具専門相談員」指定講習会

講座名	修業年限	授業時数	定員	備考
厚生労働大臣指定 「福祉用具専門相談員」 指定講習会	6日間	40	30名	講習は昼間実施

(4) 介護福祉士実務者研修講座

講座名	修業年限	授業時数	定員	備考
介護福祉士実務者研修講座	6か月間	462	40名	

規程については、別紙1のとおりとする。

2. 入学金・授業料・教育課程その他必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則の一部改正は、平成11年4月1日から施行する。
この学則の改正後の北陸ビジネス福祉専門学校学則、別表1から別表6までの規定は、平成11年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
- この学則の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。
この学則の改正後の北陸ビジネス福祉専門学校学則、別表1から別表7までの規定は、平成12年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
- この学則の一部改正（第15条修了の認定及び卒業の条件と第19条附帯教育事業）は、平成12年3月1日から施行し、第15条については平成11年度の卒業認定を受ける学生に適用する。
- この学則の一部改正（第4条課程学科等、第7条授業科目・授業時間数、第10条入学資格、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成14年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
- この学則の一部改正（第1条目的、第4条課程・学科等、第7条授業科目・授業時間数、第8条始業・終業時刻、第10条入学資格、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成14年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
- この学則の一部改正（第4条課程・学科等、第5条学年、第6条休業日、第7条授業科目・授業時間数、第8条始業・終業時刻、第12条入学手続、第13条休学等、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成16年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
- この学則の一部改正（第15条修了の認定及び卒業の条件）は、平成16年3月12日から施行し、平成15年度の卒業認定を受ける学生から適用する。
- この学則の一部改正（第4条課程・学科等、第7条授業科目・授業時間数、第8条始業・終業時刻、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成17年4月1日

以降入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。

9. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成18年4月1日以降入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
10. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数、第15条修了の認定及び卒業の条件）は、平成19年4月1日以降入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
11. この学則の一部改正（第17条納付金）は、平成19年12月27日から施行する。但し、同条第4項については、平成20年度入学試験合格者から適用する。
12. この学則の一部改正（第4条課程・学科等、第7条授業科目・授業時間数、第9条教員組織、第15条修了の認定及び卒業の条件、第17条納付金）は、平成20年4月1日から施行する。
13. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成21年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
14. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成23年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
15. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数、第10条入学資格）は、平成24年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
16. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成25年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
17. この学則の一部改正（第19条 附帯教育事業）は、平成26年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
18. この学則の一部改正（第7条授業科目・授業時間数）は、平成26年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
19. この学則の一部改正（第15条 修了の認定及び卒業の条件、第17条 納付金、第19条 附帯教育事業）は、平成26年11月1日以降に入学する学生について適用し、同年10月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
20. この学則の一部改正（第7条 授業科目・授業時間数）は、平成27年4月1日から適用する。
21. この学則の一部改正（第19条 附帯教育事業）は、平成28年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
22. この学則の一部改正（第7条 授業科目・授業時間数）は、平成28年4月1日以降に入学

する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。

23. この学則の一部改正（第 19 条 附帯教育事業）は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
24. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数）は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
25. この学則の一部改正（第 8 条 始業・終業時刻）は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学する学生並びに同年 3 月 31 日現在在籍する学生について適用する。
25. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数 別表 2 (1)、(2)、第 17 条 納付金）の内、第 7 条 授業科目・授業時間数 別表 (1)、(2) については、令和 2 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用する。同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。第 17 条 納付金の変更については、令和 3 年 4 月 1 日以降入学する学生より適用する。
26. この学則の一部改正（第 6 条 休業日）は、令和 2 年 8 月 9 日から施行する。
27. この学則の一部改正（第 13 条 休学、復学、第 15 条 修了の認定及び卒業の条件）は、令和 3 年度 4 月 1 日から施行する。
28. この学則の一部改正（第 7 条 授業科目・授業時間数 別表 1～3、第 8 条 成績評価、第 9 条 始業・終業時刻、第 10 条 教職員組織、第 11 条 入学資格、第 14 条 転入学、第 15 条 休学、復学、第 16 条 退学、第 17 条 修了の認定及び卒業の条件、第 20 条 懲戒、第 21 条 除籍、第 22 条 科目等履修生、第 23 条 納付金、第 25 条 自己点検・評価、第 26 条 情報の積極的な提供、第 27 条 施行細則）の内、第 7 条 授業科目・授業時間数 別表 1～3、第 8 条 成績評価、第 9 条 始業・終業時刻、第 10 条 教職員組織、第 11 条 入学資格、第 14 条 転入学、第 15 条 休学、復学、第 16 条 退学、第 17 条 修了の認定及び卒業の条件、第 20 条 懲戒、第 21 条 除籍、第 22 条 科目等履修生、第 23 条 納付金（金額変更除く）、第 25 条 自己点検・評価、第 26 条 情報の積極的な提供、第 27 条 施行細則については、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。第 17 条 納付金（金額変更）については、令和 5 年 4 月 1 日以降入学する学生より適用する。

別紙 1

北陸ビジネス福祉専門学校 介護福祉士実務者研修講座 規程

第 1 条 (目的)

北陸ビジネス福祉専門学校(以下、「本校」という)は、介護福祉士の養成教育を土台として、介護実務経験者のための介護福祉士実務者養成施設を設置する。本校では介護福祉士に必要な知識・技術・価値を習得させ、専門職としての技能と教養を培うと共に介護福祉現場、地域福祉へ貢献し得る人材を育成することを目的とする。

第 2 条 (名称・所在地)

本校は、「北陸ビジネス福祉専門学校 介護福祉士実務者研修講座」と称する。

- 2 本校の所在地は、富山県富山市西中野本町 1 番 6 号に置く。
- 3 研修会場は、所在地以外に必要なに応じて設置する。

第 3 条 (課程学科・修業年限・定員)

本校の課程学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

- (1) 課 程 名：通信教育課程
- (2) 修業年限：6 か月間
受講生は 1 年を超えて在学できない。
- (3) 定 員：40 名

第 4 条 (養成課程・授業方法)

- (1) 養成課程(カリキュラム)は、別表 1 のとおりの科目、時間数とする。
- (2) 授業方法
通信授業(レポート教材提出)とし、別表 1 に規定のとおり面接授業(スクーリング)を実施する。

第 5 条 (入学時期)

本校の入学時期は、課程の開始日とする。

第 6 条 (入学資格)

本校への入学資格は、介護福祉士となる意志のある者とする。

第 7 条 (手続・入学者の選考)

入学志願者は指定の期日までに、本校指定の書類に必要事項を記入し応募する。入学者の選考は行わず、定員に達し次第締め切りとする。但し、若干名の待機者を設ける。

- 2 受付終了後、期日までに指定された書類を提出し、第 8 条に規定する学費等を指定期日までに納入する。

第8条（学費等）

本校に入学するための学費（入学金、授業料、教材費、その他諸費用等）は、別表2の規定のとおりとする。

- 2 すでに納入された学費は、これを返還しない。但し、第5条に規定する入学時期より前に申し出た場合には別途協議の上、入学金を除く学費を返還することがある。
- 3 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに学費等の支払がない場合は、除籍処分となる。

第9条（休学・退学）

休学・退学・復学の希望があった場合は、面接相談の上、認めることができる。但し、その場合、学費等は返金しないものとする。

第10条（履修方法）

通信授業は、別表1に定める科目を決められたスケジュール表に基づいて、受講生が教材等で学び、定められた期間内に、科目ごとの提出課題を提出し、修了評価を受けなければならない。

- 2 面接授業は、本校の教室及び演習室、本校が指定する施設において実施する。面接授業の指定時間は別表1のとおりとする。
- 3 面接授業については、原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない事由により、有料にて補講を受けることができる。
- 4 受講生は学習内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

第11条（評価方法）

各科目の評価は修了試験又はレポート課題をもって行い、60点以上の者を合格とする。不合格の者については課題等を提出させ、再度評価を行う。

第12条（課程修了の認定）

課程修了の認定は、指定された研修による免除科目を除き、別表1に規定するすべての通信授業、面接授業にて合格判定を受け者に対して行う。

第13条（卒業）

所定の修業期間在籍し、課程修了の認定を受けた者に対して、修了証を交付する。

第14条（教職員組織）

本校には次の職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 講座長 1名（教務に関する主任者とする。）
- (3) 専任教員 1名（教務に関する主任者を兼ねることができる。）

- (4) 非常勤講師 3名（面接授業及び通信授業を担当することができる。）
- (5) 事務職員 1名
- 2 学校長は本校を代表し、校務全般を統括する。
- 3 専任教員及び非常勤講師は、受講生の教育をつかさどる。
- 4 事務職員は事務に従事する。

第15条（懲戒）

学校長は、学生の本分に反する行為があったと認められるときは、これに懲戒を行うことがある。

- 2 懲戒は、訓告、及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 在籍期間を超えた者
 - (2) 履修状況が著しく遅く成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく、課題提出ができない者
 - (4) 面接授業時にクラスの秩序を乱す等、学校の指示に反した者

第16条（規程変更）

この規程に定めのない規則等については、別途定める。

- 2 この規程は、学校運営会議に諮り変更することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

【添付書類】

別表1：実務者研修養成課程（カリキュラム）

別表2：学費等一覧表

別表1

商業実務専門課程「医療秘書学科」カリキュラム編成表

科目区分	選択・必修の別	授業科目	第1学年	第2学年	授業時数計	単位数	
			年間授業時数	年間授業時数			
専門科目	必修	福祉医療基礎保健	健康とは疾病とは（講義）	30	0	30	2
			患者論（講義）	30	0	30	2
			医の倫理（講義）	0	30	30	2
			からだの構造と機能（講義）	45	45	90	6
			臨床検査（講義）	30	0	30	2
			薬の知識（講義）	0	60	60	4
			医療にかかわる用語（講義）	30	15	45	3
	コミュニケーション論（演習）	30		30	1		
	必修	医療秘書専門教科	医療秘書概論・医療秘書実務（講義）	60		60	4
			医療秘書概論・医療秘書実務（演習）	60	60	120	4
			医療情報学・医療情報処理（講義）	15	0	15	1
			医療情報学・医療情報処理（演習）	60	60	120	4
			医療関係法規概論（講義）	0	45	45	3
			医療秘書認定試験対策（講義）	0	45	45	3
			医療事務検定対策（演習）	60	60	120	4
			医療実務実習（実習）	0	60	60	1
			実習指導（講義）	0	30	30	2
			医療保険事務（講義）	90	30	120	8
			医師事務作業補助（講義）	0	60	60	4
			介護保険事務（講義）	0	60	60	4
			調剤請求事務（講義）	60	0	60	4
			デンタルアテンダント（講義）	0	30	30	2
			デンタルアテンダント（演習）	0	30	30	1
			登録販売者試験（講義）	60	0	60	4
			一般科目	一般科目	接遇対応マナー（演習）	60	30
	OA実習（ワード・エクセル・パワーポイント）	30			30	60	2
	秘書検定対策（講義）	30				30	2
	ビジネス能力検定対策（講義）	30				30	2
硬筆書写検定対策（演習）	30				30	1	
検定対策（講義）	105	45			150	10	
就職指導（演習）		30			30	1	
必修科目授業数			945	855	1,800	96	
卒業に必要な総授業数			945	855	1,800	96	

別表 2

教育・社会福祉専門課程「介護福祉学科」カリキュラム編成表

選択の別	科目区分	授業科目	第1学年	第2学年	授業時数計	単位数
			年間授業時数	年間授業時数		
必修	人間と社会	人間の理解 人間の尊厳と自立（講義）	30		30	2
		人間の理解 人間関係とコミュニケーション（講義）	60		60	4
		社会の理解 社会の理解A（講義）		30	30	2
		社会の理解 社会の理解B（講義）		30	30	2
		人間と社会 ビジネスマナー（文章表現法）（講義）	30		30	2
		人間と社会 福祉住環境の基礎知識（講義）		30	30	2
	介護	介護の基本I（講義）	60		60	4
		介護の基本II（講義）	60		60	4
		介護の基本III（講義）		60	60	4
		コミュニケーション技術A（演習）	30		30	1
		コミュニケーション技術B（演習）	30		30	1
		生活支援技術A（演習）	60		60	2
		生活支援技術B（演習）	60		60	2
		生活支援技術C（演習）	60		60	2
		生活支援技術D（演習）	60		60	2
		生活支援技術E（演習）		60	60	2
		介護過程I（演習）	30		30	1
		介護過程II（演習）	30		30	1
		介護過程III（演習）		60	60	2
		介護過程IV（演習）		30	30	1
		介護総合演習I（演習）	30		30	1
		介護総合演習II（演習）	30		30	1
		介護総合演習III（演習）		30	30	1
		介護総合演習IV（演習）		30	30	1
		介護実習I（実習）	180		180	4
		介護実習II（実習）		270	270	6
	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解I（講義）	30		30	2
		発達と老化の理解II（講義）	30		30	2
		認知症の理解I（講義）	30		30	2
		認知症の理解II（講義）		30	30	2
		障害の理解I（講義）	30		30	2
		障害の理解II（講義）		30	30	2
		こころとからだのしくみI（講義）	30		30	2
		こころとからだのしくみII（講義）	30		30	2
		こころとからだのしくみIII（講義）		30	30	2
		こころとからだのしくみIV（講義）		30	30	2
医療的ケア	医療的ケア（講義）		75	75	5	
	医療的ケア（救急蘇生含む）（演習）		30	30	1	
	国家試験対策（演習）		30	30	1	
必修科目授業数			1,080	885	1,965	86
卒業に必要な総授業数			1,080	885	1,965	86

* 1 同一科目名称でI・II・III～とあるのは履修順序を示す。

* 2 同一科目名称でA・B・C～とあるのは履修順序を示さない。

別表3

教育・社会福祉専門課程「精神保健福祉学科」カリキュラム編成表

科目区分	選択の別 必修・	授 業 科 目	第1学年	授業時数 計
			年間授 業時数	
共通科目	必修	人体の構造と機能及び疾病（講義）	30	30
		心理学理論と心理的支援（講義）	30	30
		社会理論と社会システム（講義）	30	30
		現代社会と福祉（講義）	60	60
		地域福祉の理論と方法（講義）	60	60
		社会保障（講義）	60	60
		低所得者に対する支援と生活保護制度（講義）	30	30
		福祉行財政と福祉計画（講義）	30	30
		保健医療サービス（講義）	30	30
		権利擁護と成年後見制度（講義）	30	30
		障害者に対する支援と障害者自立支援制度（講義）	30	30
専門科目	必修	精神疾患とその治療（講義）	60	60
		精神保健の課題と支援（講義）	60	60
		精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）（講義）	30	30
		精神保健福祉相談援助の基盤（専門）（講義）	30	30
		精神保健福祉の理論と相談援助の展開（講義）	120	120
		精神保健福祉に関する制度とサービス（講義）	60	60
		精神障害者の生活支援システム（講義）	30	30
実習演習科目	必修	精神保健福祉援助演習（基礎）（演習）	30	30
		精神保健福祉援助演習（専門）（演習）	60	60
		精神保健福祉援助実習指導（実習）	90	90
		精神保健福祉援助実習（実習）	210	210
必修科目授業数			1,200	1,200
選択科目授業数			0	0
卒業に必要な総授業数			1,200	1,200

※学則第7条第3項に該当する者は、履修を免除する。

別表1:実務者研修養成課程(カリキュラム)

科目 No.	科目 領域	研修科目	履修方法	履修時間数					
				無資格者	初任者研修 修了者	訪問介護養成研修修了者			介護職員基礎 研修修了者
						3級課程	2級課程	1級課程	
1	人間と社会	人間の尊厳と自立	通信授業	5	免除	免除	免除	免除	免除
2		社会の理解Ⅰ	通信授業	5	免除	免除	免除	免除	免除
3		社会の理解Ⅱ	通信授業	30	30	30	30	免除	免除
4	介護	介護の基本Ⅰ	通信授業	10	免除	10	免除	免除	免除
5		介護の基本Ⅱ	通信授業	20	20	20	免除	免除	免除
6		コミュニケーション技術	通信授業	20	20	20	20	免除	免除
7		生活支援技術Ⅰ	通信授業	20	免除	免除	免除	免除	免除
8		生活支援技術Ⅱ	通信授業	30	免除	30	免除	免除	免除
9		介護過程Ⅰ	通信授業	20	免除	20	免除	免除	免除
10		介護過程Ⅱ	通信授業	25	25	25	25	免除	免除
11		介護過程Ⅲ	面接授業	45	45	45	45	45	免除
12		こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	通信授業	10	10	10	10	免除
13	発達と老化の理解Ⅱ		通信授業	20	20	20	20	免除	免除
14	認知症の理解Ⅰ		通信授業	10	免除	10	10	免除	免除
15	認知症の理解Ⅱ		通信授業	20	20	20	20	免除	免除
16	障害の理解Ⅰ		通信授業	10	免除	10	10	免除	免除
17	障害の理解Ⅱ		通信授業	20	20	20	20	免除	免除
18	こころとからだのしくみⅠ		通信授業	20	免除	20	免除	免除	免除
19	こころとからだのしくみⅡ		通信授業	60	60	60	60	免除	免除
20	医 療 的 ア	医療的ケア	通信授業	50	50	50	50	50	50
21		医療的ケア演習	面接授業	12	12	12	12	12	12
通信授業時間数				405	275	375	275	50	50
面接授業時間数				57	57	57	57	57	12
合計履修時間数				462	332	432	332	107	62

別表2 :学費等一覧表

単位:円

取得資格名 (研修時間)		入学金	授業料	教材費	学費合計	備考
無資格者 (462時間)		10,000	100,000	30,000	140,000	6か月間 在籍
初任者研修修了者 (332時間)		10,000	80,000	25,000	115,000	6か月間 在籍
訪問介護養 成研修修了 者	3級課程 (432時間)	10,000	100,000	25,000	135,000	6か月間 在籍
	2級課程 (332時間)	10,000	80,000	25,000	115,000	6か月間 在籍
	1級課程 (107時間)	10,000	40,000	20,000	70,000	6か月間 在籍
基礎研修修了者 (62時間)		10,000	20,000	20,000	50,000	6か月間 在籍

※上記の金額には、消費税が含まれております。

※教材費には、指定教科書、通信レポート課題集、通信授業管理費が含まれます。